

ばし往來障り候節、自由よろしく可有御座候、永代はしは新大はしよりも往來多く相見へ候得共、御取はらひに罷成候て、新大はしの方往來可仕間、差障は御座なくと奉存候以上、

亥ノ四月

中山出雲守

大岡越前守

丸毛美濃守

鈴木伊兵衛

諸役人の評議右のごとく、然らばとて永代橋御取はらひの趣決定仰出されけるにぞ、深川筋の町人どもは申に及ばず、江戸にても彼も是も最寄の者共、大きに驚き、愁訴の告文を、月番の町奉行所へ捧しかば、兩町奉行も尤左こそと聞取て、頓て御老中方へ言上に及ける。○中略御老中方にもいろく評議有之、同十日詰番大岡越前守を召て、山城守殿、佐渡守殿御列座にて、町人共願之通り、永代橋被下置段を、佐渡守殿被仰渡けるに依て、翌十一日、越前守役所へ町人共呼出し、出雲守一座にて、其旨申渡しける、町人共先達而差上候願書左のごとし、

乍恐以書付御訴訟奉申上候

一深川町々總町人共申上候、永代橋大損仕候ニ付、御修覆之義奉願上候處、右はし近々御取はらひに被遊候旨被仰渡奉驚入候、當所の義ハ、御當地湊にて、江戸諸國商人日々入込往來仕候處、右橋御取はらひ被遊はし、斷絶仕、船渡ニ罷成候得バ、深川中は不及申ニ、江戸町々之者ども平生往來、殊に風雨満水の節は難義ニ罷成、其上急火の節ハ、立退候男女諸人ひしと難義仕候ニ付、乍恐私ども奉願候ハ、御慈悲を以て只今迄の有來候古橋、其儘被爲差置被下候ハ、右橋之義、永々深川町々、并江戸町申合、斷絶無之様可仕候間、御慈悲を以て被聞召分、諸人の御救ひに、奉願候通り、其儘被差置被下候ハ、難有奉存候以上、